

(仮称) 板橋区ユニバーサル
デザイン推進計画 2025
(骨子案)

平成 28 年 月
板 橋 区

はじめに



区長挨拶がはります

平成 29 年 月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

1 計画の背景と目的	2
2 推進計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5

第2章 板橋区の現状と課題

1 ユニバーサルデザインに係る区民の意識	8
2 情報提供や、接客・サービス等のソフト面に関する現状と課題	10
3 施設や駅等のハード面に関する現状と課題	10
4 推進体制に関する現状と課題	11

第3章 ユニバーサルデザインについて

1 ユニバーサルデザインとは	14
----------------------	----

第4章 将来像、取り組みの指針と施策

1 取り組みの対象とその理由	20
2 めざす将来像.....	20
3 取り組みの指針等	21
4 取り組みの視点	23
5 視点と施策.....	25
6 取り組みの指針、施策、姿勢の関係.....	29
7 各主体の役割	30

第5章 推進事業

資料編

1 世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移	34
2 板橋区バリアフリー総合計画の達成状況	34
3 ユニバーサルデザインの基本原則（7原則）	37
4 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件	38
5 東京都板橋区バリアフリー推進条例.....	40
6 東京都板橋区バリアフリー推進協議会規則	42
7 板橋区バリアフリー推進協議会 委員名簿	43
8 板橋区バリアフリー推進協議会等の調査審議経過（平成28年度）	43
9 板橋区バリアフリー推進本部設置要綱	44
10 板橋区バリアフリー推進本部 本部員名簿.....	46
11 板橋区バリアフリー推進本部（検討会）会員名簿	47
12 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 等策定経過	48
13 ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査	49

第1章



(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン
推進計画 2025

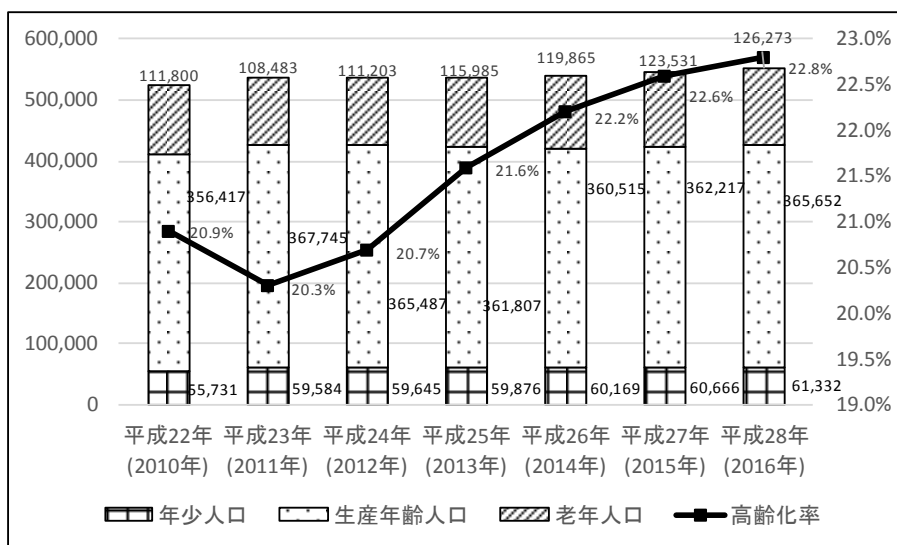
第1章 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

1 計画の背景と目的

(1) 人口減少と超高齢化の進展

日本では、世界でも類を見ない形で、超高齢化が進展しており、加齢に伴う身体機能の低下、認知症など何らかの支えを必要とする人の割合が高まっています。その一方で、人口減少の進展に伴い、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。板橋区でも、高齢化は進行し、平成28年4月1日現在では高齢化率が22.8%となっています。

【図表1】板橋区の人口と高齢化率

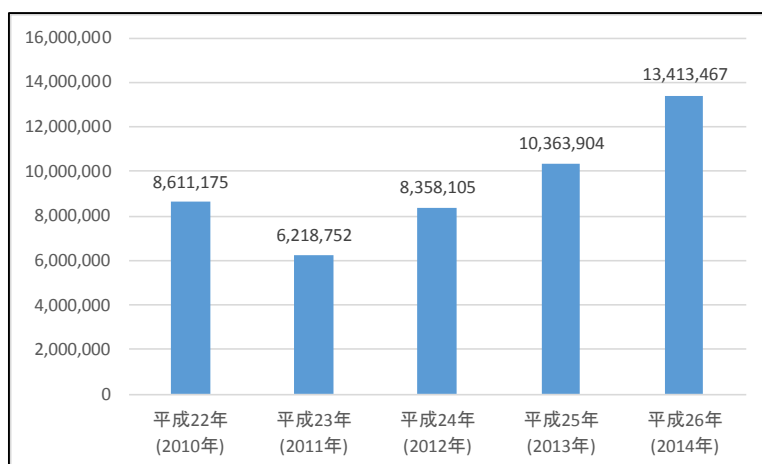


平成22年は国勢調査人口、それ以外の年は住民基本台帳（4月1日現在）を基に作成

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

訪日外国人の数は近年増加傾向にあります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定も契機となり、世界各地から来訪者の増加も見込まれ、国際化がさらに進展するといわれています。

【図表2】訪日外国人数



日本政府観光局資料より作成

(3) 国の動き

国では、平成 20 年 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。

(4) 策定の目的

社会・経済状況が成熟化し、様々な立場の人が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、物理的な豊かさだけでなく、文化・芸術、交流、スポーツ、観光などを通じて、心の豊かさを感じられる生活を求める人が増えています。年を重ねても、障がいがあっても、豊かさを求める気持ちに差はありません。

また、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをつくり、様々な場面で社会参加ができる環境を整える必要は高まっています。

このため、従来のバリアフリーから、すべての人にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政の様々な分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、誰もができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちをつくる必要があります。

さらに、区、区民、地域活動団体、事業者が、この考え方や各主体に期待される役割を共有し、全区的な取り組みとして展開していくことが求められます。

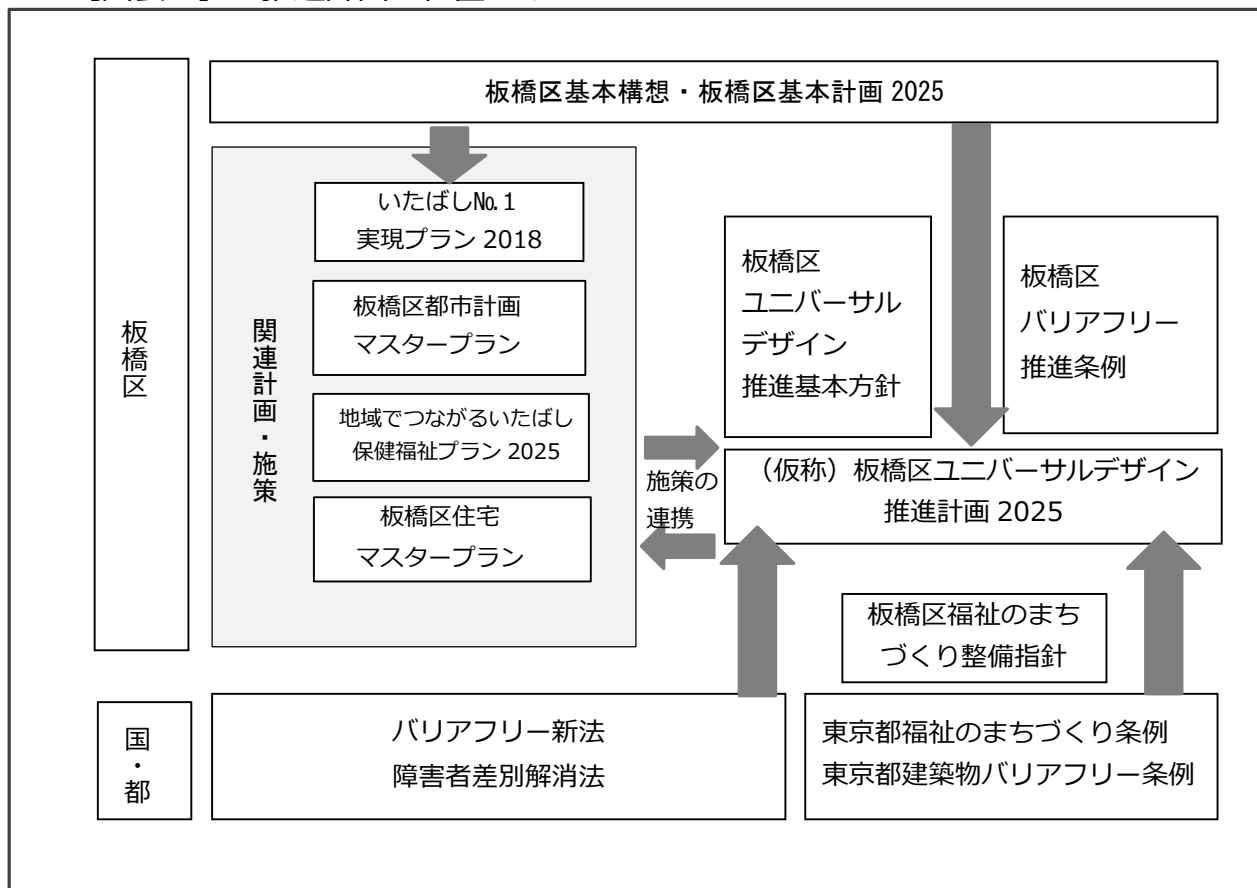
区では、このような前提に立って、「板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針」(以下「基本方針」)を策定し、将来像や取り組みの視点等を定めました。

今後は、この方針で定めた将来像に向けて、各種事業を計画的に推進するため、平成 37 年を終期とする「(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025」(以下「推進計画」)を策定します。

2 推進計画の位置づけ

推進計画は、板橋区バリアフリー推進条例第7条を根拠とし、板橋区基本構想及び板橋区基本計画 2025 を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取り組みを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【図表3】 推進計画の位置づけ

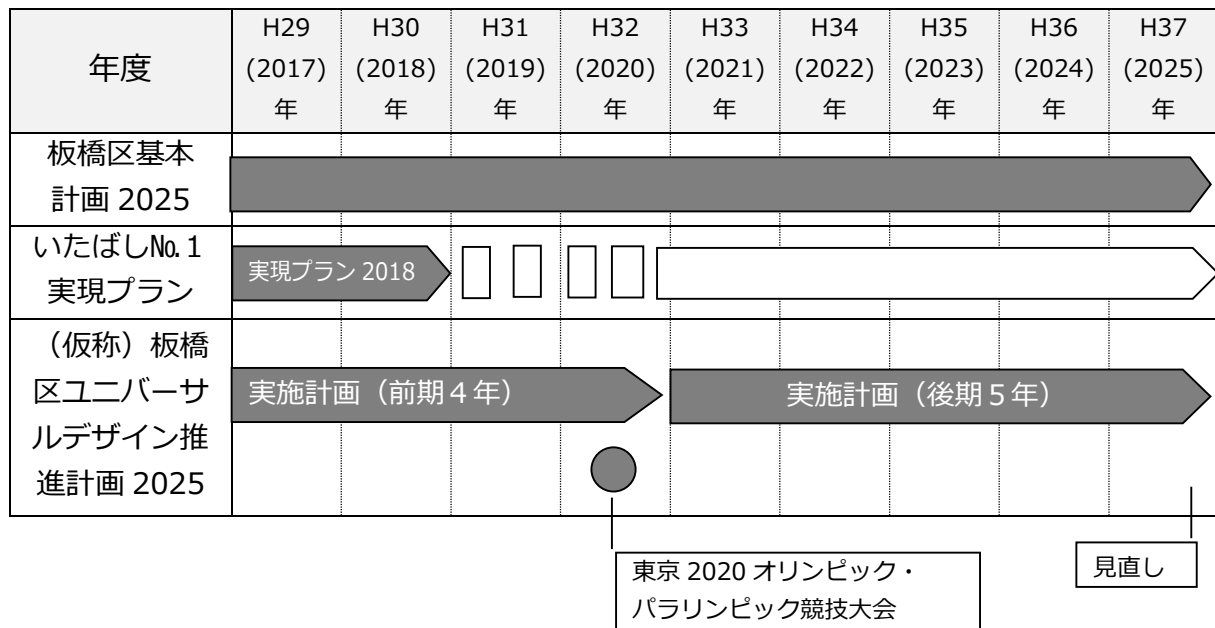


3 計画期間

推進計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 37 年度までの9か年とし、具体的な事業計画は平成 32 年までの前期とその後5年間の後期の2期に分割されます。

なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

【図表4】計画期間



第2章



板橋区の現状と課題

第2章 板橋区の現状と課題

板橋区におけるユニバーサルデザインに係る現状と課題を整理します。

1 ユニバーサルデザインに係る区民の意識

(1) ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の結果概要

平成28年4月1日から4月15日まで、無作為抽出した区内在住の20歳以上の3,000人を対象に「ユニバーサルデザインに関するアンケート調査」を実施し、859人の方から回答を得ました。

この調査結果の概要は以下のとおりです。

【図表5】アンケート結果の概要

設問	結果の概要	詳細
① ユニバーサルデザインの認知度 (1つだけ)	<ul style="list-style-type: none"> ○知らなかった（今回初めてきいた） 47.6% ○言葉だけは聞いたことがあった 25.5% <p>73%の回答者がユニバーサルデザインについて知らない状況にある。</p>	資料4 8頁
② ユニバーサルデザインの言葉のイメージ (3つまで)	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や公園がだれにとっても使いやすい 57.0% ○施設やお店がだれにとっても使いやすい 50.5% ○だれでも自由に外出できる 14.7% ○だれでも思いやりやもてなしの心を持っている 13.6% ○だれでもイベントに参加できる 7.7% <p>道路・公園・施設・店舗といったハード面の環境をイメージする回答者が多い一方、社会参加の環境や人的対応といったソフト面の環境をイメージする回答者が少ない傾向にある。</p>	資料4 9頁
③ 普段の生活や外出などで感じる不便さについて（個別施策）	<p>（上位3項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道に障害物（看板・自転車等）がある 71.5% ○自転車利用や歩きタバコなど生活マナーが悪い 71.1% ○外出時にひと休みできるところが少ない 64.0% <p>（下位3項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園が使いにくい 25.5% ○買い物や食事などを安心してできるお店が少ない 25.2% ○施設内の移動がしづらい 18.1% <p>歩行環境やマナーについて不便と感じる回答者が多い傾向にある。</p>	資料4 15頁

設問	結果の概要	詳細
④ 普段の生活や外出などで感じる不便さについて（10年前との比較）（1つだけ）	○わからない 36.4% ○どちらかといえばよくなった 34.8% ○よくなった 17.6% 「どちらかといえばよくなった」「よくなった」を合わせると、過半数の回答者が現在の環境を肯定的に捉えている。	資料 4 14 頁
⑤ 今後力を入れた方がよいソフト面の取り組みについて（3つまで）	○わかりやすく情報を提供する 61.9% ○安心して子育てができる環境づくりを進める 49.9% ○思いやりのある接客やサービスを提供できるようにする 48.9%	資料 4 21 頁
⑥ 今後力を入れた方がよいハード面の取り組みについて（3つまで）	○道路を安全で快適に歩きやすくする 70.8% ○トイレ（施設、駅、公園など）を使いやすくする 49.1% ○公共施設や駅などを快適に利用できるようにする 47.8%	資料 4 18 頁

(2) 結果から見える課題等

アンケート調査の結果から、以下のような課題や特徴が明らかになりました。

- 「ユニバーサルデザイン」の言葉の認知度は高いわけではありません。
- 言葉のイメージから、道路、公園、施設等のハード面の環境をイメージする傾向が高く、人的対応などのソフト面からのイメージは低くなっています。
- ただし、「使いやすい」「わかりやすい」という回答項目が多くなっていることから、ユニバーサルデザインのイメージは持たれていると考えられます。
- 普段の生活や外出などで感じる不便さについては、歩道にある障害物、凹凸、傾斜、段差等の歩道に関するものや生活マナーに関するものが高くなっています。
- 10年前と比較して「よくなった」「どちらかといえばよくなった」という回答は多く、区のこれまでの取り組みは一定の効果을あげていると考えられます。
- 今後取り組むべきソフト面の取り組みとしては、わかりやすい情報の提供のほか、安心して子育てができる環境や思いやりのある接客やサービスなどが求められています。
- 今後取り組むべきハード面の取り組みとしては、道路を安全で快適に歩きやすくすることのほか、施設、駅、公園などのトイレや公共施設等の利用に関することが求められています。

2 情報提供や、接客・サービス等のソフト面に関する現状と課題

(1) 普及啓発や人材育成に関する現状と課題

- アンケートにもありますが、ユニバーサルデザインという言葉自体の認知度は高くなく、そのイメージも様々です。また、連想される内容はハード面に偏っています。そのため、「だれもが、使いやすい」といったユニバーサルデザインの定義を明確にし、普及・推進していくことが必要です。
- 区では、従来から障がい者に対する理解を促進する取り組みを行っていますが、いまだに十分理解されているとは言えません。障害者差別解消法への対応を進める上でも、区職員はもとより、区民・事業者とも、障がいごとの不自由さを共有し、合理的配慮の方法を検討することが必要です。

(2) 情報提供や暮らしに関する現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では外国から多数の来訪者が予想されます。そのため、案内サインや情報表示等の多言語化対応やピクトグラムが求められています。標記の統一化のルールが決まり次第、速やかに対応していくことが必要です。
- だれもが気兼ねなく外出するために、民間施設の協力も得ながら赤ちゃんの駅や誰でもトイレの設置を進めてく必要があります。併せて、これら施設の所在地について、スマートフォンなどから容易にアクセスできるような一層の工夫を行い、常に最新の情報を発信していくことが重要です。
- 東日本大震災や熊本地震の発生などにより、防災に関する意識が高まっています。これらの災害では、更衣室や授乳室がないために、子育て中の方が避難所を利用できなかつたり、障がいのある方が他者への迷惑を気にして避難所を出ていかざるを得なかつたりと、配慮が必要な方に対するさまざまな課題が散見されており、検討が必要です。

3 施設や駅等のハード面に関する現状と課題

(1) 公共施設等に関する現状と課題

- バリアフリー総合計画により計画的に整備してきたこともあり、区の公共施設の整備では、バリアフリーやユニバーサルデザインの成果が表れています。
- 板橋区役所本庁舎南館の改築の際には、全館のサイン計画も一新し、色彩や字体について、分かりやすく目的地へ誘導できるものを採用するなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を進めてきました。そうした中、今後開設される区内の公園や体育施設などでは、子どもでも利用しやすく、簡単に理解できるような、誰にとっても優しい設計を推進していく必要性が

あります。

- 区が保有する公共施設の半数以上は建設から30年以上を経過し、改築や大規模改修の時期を迎えていることから、今後、維持・管理や更新等の施設に関する経費は大きな財政負担となることが予想されます。その中で、感性価値^{※1}の高い施設などは、単に改修するだけでなく、歴史的・文化的な価値を残しつつ、他の方法でも解消できるよう検討する必要があります。

(2) 移動手段や交通施設等に関する現状と課題

- 鉄道駅では、区内のほぼすべてでバリアフリーの1ルート化が確保されていますが、未整備の駅も残っているため早急にバリアフリー化を図っていく必要があります。また、転落事故を防ぐための対策がなされていない駅があることから、これを解消していくことも必要です。
- 相対的に公共交通サービス水準が低い地域（要改善地域）が存在しています。これらの地域のサービス水準を向上させる必要があります。
- 歩道の横断勾配や車道との段差などは、視覚障がいのある方や車いすを利用する方など立場の違いにより使い勝手が異なるものがあります。すべての人にとって使い勝手の良いものにするような工夫が必要です。

4 推進体制に関する現状と課題

- 行政課題が複雑・高度化し、また職員構成も大きく変わってきている現状から、単独の部署だけでは解決できない課題が増えてきています。そのような場合でも、ユニバーサルデザインを進めるにあたっては、施策・組織横断的に一丸となって取り組んでいくことが求められています。
- 公共施設の改築等を頻繁に繰り返すことは困難なため、公共施設の整備改修時には「はじめから」ユニバーサルデザインの考えにマッチングしているかをチェックする必要があります。
- 特定の内容を審議する会議や検討組織間で共通の課題が予想される場合には、事前に事務局間で互いに連携して解決できる体制を整えたり、早めの調整を行った方が必要です。

※1 誰もが本来持っている心地よいと感じる感情のこと。詳細は第3章に記載。

第3章



ユニバーサルデザインについて

第3章 ユニバーサルデザインについて

アンケート結果を踏まえ、改めてユニバーサルデザインについて共通の理解を深めるため、基本的な考え方、要件、効果等を整理します。

1 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整える取り組みです。

(2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

① 「すべての人」が対象

ユニバーサルデザインの定義から、その対象は「すべての人」となります。

② 「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後の対応ではなく、多様なニーズを考慮して、すべての人が利用できる環境を「はじめから」作るという発想となります。

③ 「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢

多様なニーズに対応できる環境を実現するという目標を掲げ、粘り強く検討を重ね、ハード・ソフトの両面から、その状況における最適な手法を提供するという姿勢となります。

【図表6】ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類	取り組み		一般的な例
ハード面 (モノ：物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		空間（駅前、商店街、住宅地、農地等）、施設（道路、公園、建物、交通、サイン）、設備・機器、製品等
ソフト面 (コト：事象的要素)	「空間」の整備を補完する取り組み		施設・設備等の維持管理、運用等
	「空間」の整備以外の取り組み	「暮らし」の基盤づくり	情報提供、地域コミュニティ、見守り、活動連携・協働、ボランティア、マナー・ルール、交通安全、防災、防犯等
		「暮らし」の質の向上	歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテインメント等
ソフト面 (ヒト：心的要素)	他者へのもてなしを実現する取り組み	「しくみ」の充実・運用	制度、区民参加、組織、推進体制等
		「ひと」の意識醸成	相互理解、人材育成、生涯学習、普及啓発等
		「ひと」による思いやりのある配慮、サービス等の提供	気配り・目配り・心配りの対応、接遇、接客等

④ 「本来の価値・感性価値を配慮し提供する」という姿勢

ハード面の改善により、資源が持っている本来の価値を損なう可能性がある場合には、その価値との調和を図り、可能な範囲の整備を行うことが重要です。

また、だれもが本来持っている心地よいと感じる感情（感性価値）とは何かを十分に検討することも大切です。

【図表7】「本来の価値」と「感性価値」の例

分類	【例】
本来の価値	文化遺産の保全・活用の分野では、文化遺産が本来持っている価値を損なわず、次世代へ継承できるように、修理等を行う際は配慮する。
感性価値	段差が生じる日本的な出入り口など物理的なバリアとされるものも、本来の価値を提供するために必要な「しつらえ」と評価し、五感に訴える演出や「もてなし」と合わせて提供する。

⑤ 「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

ユニバーサルデザインは、単に「デザインの物理的な結果や特徴」を指す言葉ではありません。すべての人が社会参加できるように、物や空間、活動やサービスなどが人に与える影響をデザインするという考え方と言えます。

時代や社会構造の変化、技術の進歩、ニーズの変化等を踏まえ、すべての人、多様なニーズに対応できる環境の実現に向かって、多様な主体の協働により、絶えず改善を考え、実践し続けるプロセスそのものがユニバーサルデザインと言えます。

(3) ユニバーサルデザインの原則等

ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家であるロナルド・メイス氏によって提唱された考え方です。同氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究などからなるグループが協力して、「ユニバーサルデザインの7原則」がまとめられました。（資料3）

さらに、近年ではユニバーサルデザインに関する様々な研究や取り組みが進められており、この7原則以外にも、価値を向上させる「価値向上要件」や、質が高く、的確かつ継続的に進めていくために必要なプロセス（手続き）に関する「プロセス要件」も整理されています（資料4）。

(4) ユニバーサルデザインによる効果

ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき取り組んだ結果、期待される主な効果を整理します。

① 地域コミュニティの充実

地域の多様な人が参画し、協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、「もてなしの心」を持つ人が増え、共に暮らし続けられる地域コミュニティの充実が図られます。

② 豊かな暮らしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域にあった豊かな暮らしが実現されます。

③ 経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、より良いものが安価に提供される、市場が拡大する等の経済的な効果が期待できます。

④ コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが発生せず、中長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

⑤ 環境負荷の低減

あらかじめ様々な変化に柔軟に対応できるような設計とすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

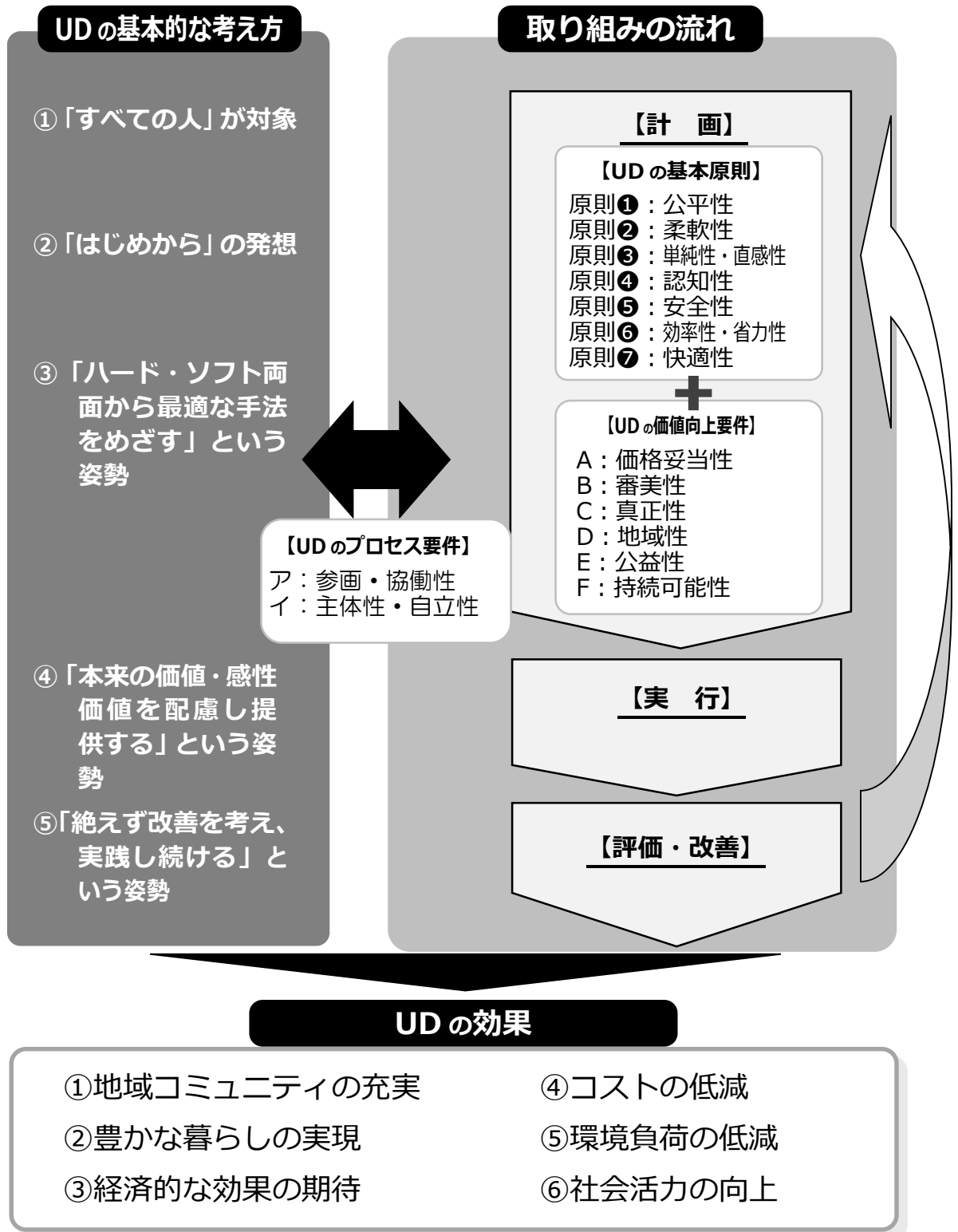
⑥ 社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人が、あらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加できる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

(5) ユニバーサルデザインの全体像

ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、これまで述べてきたユニバーサルデザインの「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。

【図表 13】 ユニバーサルデザインの全体像



※表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

第4章



将来像、取り組みの指針と施策

第4章 将来像、取り組みの指針と施策

第2章で整理した板橋区の課題と、第3章で俯瞰したユニバーサルデザインの考え方等を踏まえて対象等を検討するとともに、必要な施策を定めます。

1 取り組みの対象とその理由

ユニバーサルデザインの基本的な考え方から対象は「すべての人」となりますが、「すべての人」といっても、大人、子ども、高齢者、外国人、障がい者など様々です。特に子どもは発達過程にあり、体力、知識、判断力などが十分ではありません。子どもの目線に立ち、子どもが過ごしやすい安心・安全な環境を整えることは、すべての人にとって優しい環境であるということができます。

そこで、板橋区ではユニバーサルデザインの基本的な考え方に加え、「子どもが暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまち」との考え方に立ったうえで、改めて対象を「すべての人」とします。

2 めざす将来像

板橋区では、これまでもユニバーサルデザインの考え方を取り入れて課題の解決を行ってきました。

例えば「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として始まりましたが、誰にとっても分かりやすいネーミングや、絵本のように一目で分かるデザイン性を有したステッカーやフラッグなどにより、瞬く間に全国に広がり、民間事業者を含めたあらゆる主体による子育て支援へと発展してきました^{※2}。

また、平成27年の区役所本庁舎南館の改築時には、「もてなしの心による区民本位の窓口」を実現するため、利便性に優れた低層階一体型総合窓口の配置、あらゆる利用者に配慮しただれでもトイレやキッズスペースの整備・充実など、多様な取り組みを進めました。

これらの取り組みは、人の感性に訴えたり、快適さをめざしたものであったりと「子どもが暮らしやすい」という視点からも説明することができます。

そこで、これらを踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

^{※2} 赤ちゃんの駅は、平成21年にキッズデザイン賞を、翌平成22年にはグッドデザイン・ライフスケープデザイン賞を受賞しています。

めざす将来像

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

3 取り組みの指針等

めざす将来像の実現に向けて取り組みを進めていく上で、取り組みの指針等を定めます。

なお、板橋区基本構想では「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（環境）」に着目した基本理念が定められており、これら基本理念とユニバーサルデザインの考え方とは親和性が高いと考えられることから、これも踏まえます。

板橋区基本構想の基本理念

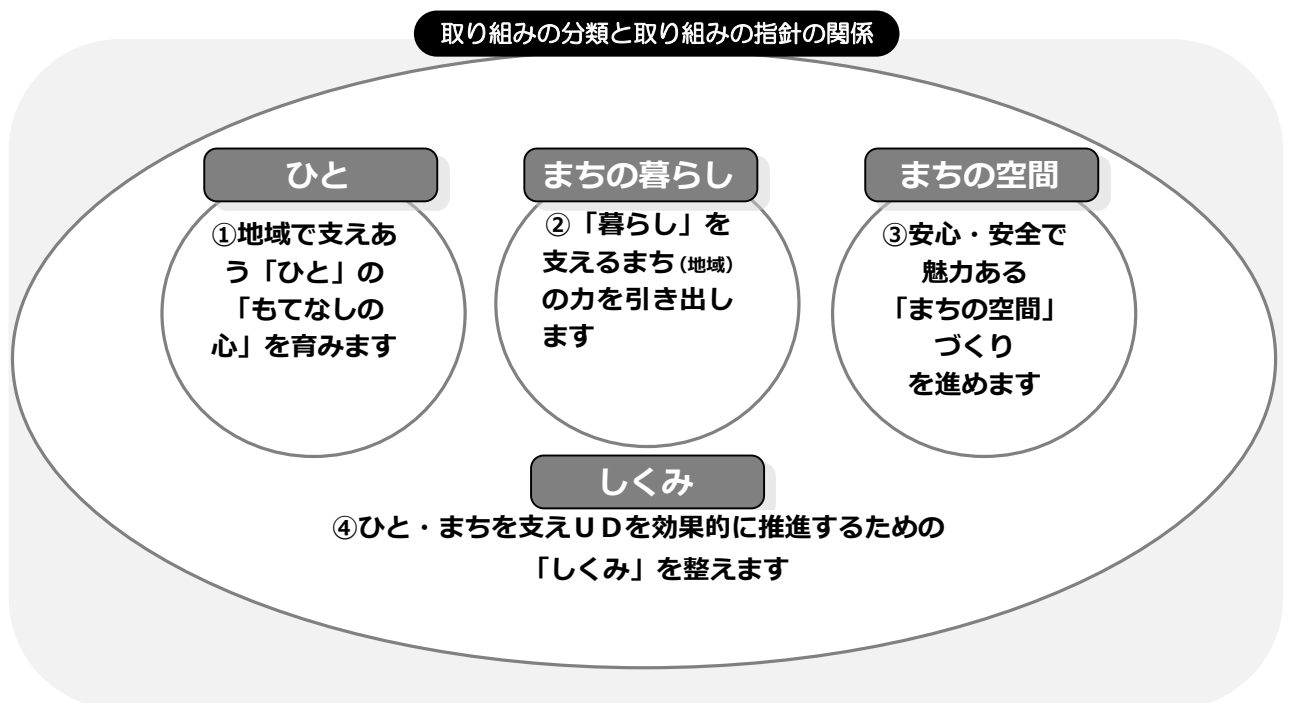
- ① 「ひと（個人）」に着目した「あたたかい気持ちで支えあう」
- ② 「まち（地域）」に着目した「元気なまちをみんなでつくる」
- ③ 「みらい（環境）」に着目した「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

【図表8】基本構想との関係

基本構想		▶	取り組みの分類	
着目点	基本理念			
ひと (個人)	【あたたかい気持ちで支えあう】 ○だれもが等しく個性ある人間として互いに尊重し、相手を思いやる「もてなしの心」を持つ ○だれもが地域で支えあう気持ちを持つ	▶	①ひと	④ し く み
まち (地域)	【元気なまちをみんなでつくる】 ○区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って対等の立場で協働しながら、地域の課題を自ら積極的に解決していく ○まちに安心・安全と元気や魅力を生み出す	▶	②まちの暮らし	
みらい (環境)	【みどり豊かな環境を未来へつなぐ】 ○自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続可能な状態で次世代へ継承する	▶	③まちの空間	

「ひと」「まちの暮らし」「まちの空間」と、これを支える「しくみ」を取り組みの分類とし、それぞれに対応した取り組みの指針を以下のとおりとします。

- ①地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます。
- ②「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します。
- ③安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。
- ④ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます。



4 取り組みの視点

めざす将来像の実現に向けて、取り組みの指針に基づくユニバーサルデザインの推進・展開を図っていくために、8つの視点を取り組みの分類ごとに定めます。

【図表9】取り組みの視点

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
ひと 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	「ひとごと」「自分ごと」から「 お互いごと 」へ	ひとごとを自分のこととしてとらえるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認め合う。	○高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など多様な区民がお互いの立場を伝え合う機会をつくる。
	「知る・学ぶ」「気づく」「 体験・共感 」の循環	不便や利用しづらいと感じることを知る・学ぶことで、新たな気づきが生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていく。	○外出時の車いす体験、視覚・聴覚障がい者体験、妊婦体験等の機会をつくる。
まちの暮らし 「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します	「支援する」「支援される」から「 共に暮らす 」へ	支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認め合いながら、共に暮らす関係（意識）づくりを進める。	○外国から引っ越してきた家族の買物支援をしていた方の子どもが、その家族の方から外国語を教えてもらうようになるなど、お互いの存在を認め合う意識づくりをする。
	「できる」「できない」から「 できることから 」へ	できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐに行えることから始める。	○利便性が悪いがすぐに改修できない施設について、貼り紙で利用方法を伝えたり、利用サポートを人的対応で行ったりする。

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
まちの空間 安心・安全で魅力あるまちの「空間」づくりを進めます	「知識」「技術」を活かし、 「知恵・工夫」 を発想する	知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。	○店舗出入口の段差が構造上・安全上解消できない場合は、利用者用に取り外し可能なスロープを常備する。
	「作る」「使う」そして 「担う」 視点へ	空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。	○階段昇降機等 UD 設備の定期的なメンテナンスと利用方法の周知 ○ベンチを置いたため手すりが使えない、ベビーカースペースが荷物置場になって使えないなど、目的外使用によって UD 機能が損なわれないように施設運営を行う。
しくみ ひと・まちを支え UD を効果的に推進するための「しくみ」を整えます	「始める」「終わる」から 「続ける」 へ	始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。	○定期的に利用者の満足度を調査し、すぐにできる、ちょっとした改善を実施する。 ○同種・類似の取り組みを調査・研究し、取り入れられる改善をすぐに行う。
	「計画する・実行する・評価する・改善する」を 「ノウハウ化」 する	取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。	○UD 化の成功事例の評価だけではなく、失敗事例とその原因を把握・整理し、今後の UD の取り組みに活かす。 ○UD 事例を整理・分析し、取り組み指針等としてまとめる。

5 視点と施策

将来像に向けて、4つの取り組みの指針に対応する8つの視点ともに、これらに対応する区の施策を定めます。

取り組みの指針1

「地域で支えあう『ひと』の『もてなしの心』を育みます」

「ひとごと」「自分ごと」から「お互いごと」へ

ひとごとを自分のこととして捉えるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認め合うという「お互いごと」の視点を持ちます。

視点

「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環

不便や利用しづらいと感じることを知る・学ぶことで、新たな気づき生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていくという「体感・共感」の視点を持ちます。

施策1-1

ユニバーサルデザインの意識啓発の推進

- ユニバーサルデザインの考え方について正しく理解し、区、区民、事業者等が日常の生活の中で実践できるよう、意識の啓発を図っていきます。

施策1-2

多様な立場の人を理解する学びの機会の充実

- 学校教育や外国人とのふれあい、障がい者の理解促進事業等の場を通じて、異なる立場や文化、行動様式を学ぶ機会を充実させます。
- 自分が「子ども、異性、高齢者、外国人等であったら…」という想像力を働かせることができるような、体験機会を充実させます。

施策1-3

職員の意識啓発の推進

- 職員が、施設の利用や窓口対応などにおける不便な点に自ら気づき、ハードとソフトの両面から課題を発見し、解決に向けて取り組むことができるよう意識啓発を図ります。

取り組みの指針 2

「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します。

「支援する」「支援される」から「共に暮らす」へ

支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認め合いながら、共に暮らす関係（意識）づくりを進める。

視点

「できる」「できない」から「できることから」へ

できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐにはできることから始める。

施策 2 - 1

分かりやすい情報の提供等

- 区が発信する情報が、子どもをはじめ、障がいのある方や外国人など、誰もが理解しやすいものとなるよう分かりやすさに配慮した提供方法とします。
- 情報を必要とする人が、必要な時に容易に受け取ることができるような取り組みを行います。

施策 2 - 2

気配り・目配り・心配りの対応

- 日本語が不自由な人でも意思疎通ができるような対応をするなど、行政窓口サービスを充実させるほか、ユニバーサルデザインに関する相談窓口の活用を図っていきます。
- 支援されることで感じる心理的な負担を感じることがないように、できるだけ自分の力でできるような配慮を行います。

施策 2 - 3

社会参加しやすい環境整備

- 子育て世代、障がい者、外国人等様々な立場の方が、社会や地域活動に参加することができる設備やサービスを充実させます。

取り組みの指針3

安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。

「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する

知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。

視点

「作る」「使う」そして「担う」視点へ

空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。

施策3-1

住まいや公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

- 高齢者や障がいのある方等の住宅の改修を支援するなど、住まいのユニバーサルデザイン化を推進します。
- 福祉のまちづくり施設整備指針を踏まえ、安心・安全な公共施設の新設、改修、改築を進めます。

施策3-2

交通環境のユニバーサルデザイン化の推進

- 鉄道駅舎のバリアフリー化、道路の段差解消等、移動の環境を整えます。
- 公共交通サービス水準が改善されるよう、必要な協議・調整を行います。

施策3-3

魅力を高める施設や空間づくりの推進

- 施設の新築・改築・改修などを行うにあたり、その施設や地域の特性、コスト等を総合的に判断し、施設の価値を高める設計とできるよう検討を重ねます。
- 訪れる人が一目で分かる施設や空間となるような案内等に配慮します。

取り組みの指針4

ひと・まちを支えUDを効果的に推進するための「しくみ」を整えます

「始める」「終わる」から「続ける」へ

始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。「始める」「終わる」から「続ける」へ

視点

「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する

取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する。

施策4-1

区民参加のしくみづくりの推進

- 多様な区民の意見を取り入れられるよう、既存の会議体や意見聴取の方法活用など、区民参加のしくみを整えます。

施策4-2

庁内体制の整備・充実

- 新築・改築・改修等を行う施設について、専門家の意見や助言を得ながら、区職員が検討する庁内体制を推進します。

施策4-3

優良事業の横展開

- 庁内や民間などの優良事業を研究し、施策・組織横断的に展開を図るとともに、好事例の組み合わせにより課題の解決を図ったり相乗効果の発生を生み出せたりするような事例を積み上げていきます。

6 取り組みの指針、施策、姿勢の関係

将来像	取り組みの指針	取り組みの視点	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし</p>	<p>地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます</p> <p>(ひと)</p>	<p>▶「ひとごと」「自分ごと」から「お互いごと」へ</p> <p>○ひとごとを自分のこととしてとらえるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認め合う。</p> <p>▶「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環</p> <p>○不便や利用しづらいと感じることを知る・学ぶことで、新たな気づきが生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていく。</p>	<p>①ユニバーサルデザインの普及啓発の推進</p> <p>②多様な立場の人を理解する学びの機会の充実</p> <p>③職員の意識啓発の推進</p>
	<p>「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します</p> <p>(まちの暮らし)</p>	<p>▶「支援する」「支援される」から「共に暮らす」へ</p> <p>○支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認め合いながら、共に暮らす関係（意識）づくりを進める。</p> <p>▶「できる」「できない」から「できることから」へ</p> <p>○できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐのできることから始める。</p>	<p>①わかりやすい情報の提供</p> <p>②気配り・目配り・心配りの対応</p> <p>③社会参加しやすい環境整備</p>
	<p>安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます</p> <p>(まちの空間)</p>	<p>▶「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する</p> <p>○知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。</p> <p>▶「作る」「使う」そして「担う」視点へ</p> <p>○空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。</p>	<p>①住まいや施設のユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>②交通環境のユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>③魅力を高める施設や空間の推進</p>
	<p>ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます</p> <p>(しくみ)</p>	<p>▶「始める」「終わる」から「続ける」へ</p> <p>○始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。</p> <p>▶「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する</p> <p>○取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。</p>	<p>①区民参加のしくみづくりの推進</p> <p>②庁内体制の整備・充実</p> <p>③優良事業の横展開</p>

7 各主体の役割

区、区民、地域活動団体、事業者、区が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます。

(1) 区の役割

区は、ユニバーサルデザインの考え方の周知・普及・啓発を行うとともに、国や東京都など関係機関、区民、地域活動団体、事業者など、多様な主体との連携・協働により、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組んでいきます。

(2) 区民に期待される役割

区民は、ユニバーサルデザインの推進にあたって、まちづくりの主体という認識のもと、計画、実行、検証、改善の各段階へ参画することが期待されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を自ら学び、多様な人の個性を認め、「もてなしの心」をもって、地域の課題解決の担い手として、その能力を発揮することが期待されます。

(3) 地域活動団体に期待される役割

地域活動団体は、共に暮らし続けられる地域社会づくりをけん引する担い手として、様々な地域課題の解決に主体的に取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方を地域で共有するための核となり、新たな担い手を発掘し、地域ぐるみの活動へと展開させる役割が期待されます。

(4) 事業者期待される役割

多様なニーズを積極的に把握し、これまでの取り組みやサービスを充実させたり、最新技術を活用したりし、ニーズに応じた取り組みやサービスを開発することが期待されます。



第5章



推進事業

第5章 推進事業

No.		事業名			
担当部課					
事業概要					
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">事業量等は素案以降 順次掲載</p> </div>					
4 (度					

No.		事業名			
担当部課					
事業概要					
4か年事業量 (29~32年 度)	年度別計画				
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	

資料編



資料編

1 世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移

【図表 10】世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移

	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
世帯数	272,420	278,061	279,323	280,567	283,727	288,864	294,466
総人口	535,824	535,812	536,335	537,668	540,549	546,414	553,257
1 世帯あたり人口	1.97	1.93	1.92	1.92	1.91	1.89	1.88
年少人口	55,731	59,584	59,645	59,876	60,169	60,666	61,332
生産年齢人口	356,417	367,745	365,487	361,807	360,515	362,217	365,652
老年人口	111,800	108,483	111,203	115,985	119,865	123,531	126,273
高齢化率	20.9%	20.3%	20.7%	21.6%	22.2%	22.6%	22.8%
備考	国勢調査	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳	住民基本台帳

(注) 住民基本台帳の基準日は各年 4 月 1 日

2 板橋区バリアフリー総合計画の達成状況

区がバリアフリー化を総合的に推進するため、「板橋区バリアフリー総合計画」に基づき平成 15 年度 27 年度まで進めてきた重点施策について、目標量に対する達成状況及を踏まえて総括評価します。

(1) 「Ⅰ 建物と住まいのバリアフリー化の推進」の分野では、公共施設（建築物）や公的住宅について、「福祉のまちづくり整備指針」によりバリアフリー化を推進してきました。区役所本庁舎南館の改築では、ユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリーだけでなく、すべての人が利用しやすいサービスの充実を図りました。

また、この指針に基づく働きかけによって、事業者による各種サービス施設（商業施設等）のバリアフリー化を促進するとともに、住宅のバリアフリー化を支援し、区、区民及び事業者の協働による安心・安全に利用できる施設や住宅の実現を図ってきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった項目は 57 項目中 48 項目となり、8 割を超えています。

(2) 「Ⅱ コミュニティ空間のバリアフリー化の推進」の分野では、道路や公園、広場等のコミュニティ空間について、区は区民や事業者の参画のもとでバリアフリー化を図るとともに、歩行空間の移動の連続性を確保し、安心して移動できる空間づくりを推進してきました。

また、区内各地域の区民等が主体的にかかわることができるように、コミュニティ空間のバリアフリー化を継続的に維持するための仕組みづくりを区民や事業者と協働で推進してきました。

区は前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成の項目が42項目中40項目と9割半ばとなっており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (3) 「Ⅲ 利用しやすい交通システムの充実」の分野では、鉄道事業者が主体となる公共交通機関の拠点（駅舎及びバスターミナル）や車両等のバリアフリー化と多様な移動手段の確保に向け、区民との協働で誘導及び推進し、すべての人が安心して円滑に移動できる空間づくりを行ってきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった22項目中20項目と9割を超えており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (4) 「Ⅳ すべての人が利用できる情報環境づくり」の分野では区民及び事業者との協働でバリアフリーに関わる情報のネットワーク化を推進し、移動に必要な情報環境を充実させることで、高齢者や障がい者等が日常生活や災害時においても、安心して外出、移動できる環境の整備を行ってきました。

また、急速なIT（情報技術）化により生じている情報格差（デジタルデバイド）を解消するためIT学習の充実を図り、誰もが気軽に情報にアクセスできる環境づくりを推進してきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった37項目中33項目と約9割となっており、ほぼ計画どおりとなっています。

- (5) 「Ⅴ バリアフリーを支え合う社会の形成」の分野では、すべての区民が自由に行動し、社会参加ができるよう、物理的なバリアフリー化を図るとともに、高齢者や障がい者等に対する誤解や無関心などが生じる偏見や差別などの心理的障壁（バリア）をつくらず、なくすための取り組みを行ってきました。

具体的には、区と区民及び事業者の連携により、高齢者や障がい者等の暮らしの自立を支援するとともに、町会・自治会・商店街等の地域コミュニティやNPO法人、先進的なまちづくり活動グループやボランティア等の民間団体に対して、バリアフリー活動の促進を図ってきました。

また、小中学校での総合的な学習の時間などにおける「心のバリアフリー」の理解を深める学習や区民に対する理解促進活動、生涯学習、体験ワークショップなどの啓発活動を推進してきました。

前期・中期・後期を通じて達成、概ね達成となった28項目中25項目と約9割となっており、ほぼ計画どおりとなっています。

全体としてみると、186項目中166項目と約9割が達成、概ね達成となっており、計画は順調に推移してきたことが分かります。

【図表 11】 バリアフリー総合計画の達成状況

施策	期別	達成	概ね 達成	一部 達成	見直し 繰延	計
Ⅰ 建物と住まいのバリアフリー化の推進	前期	10	1	0	0	11
	中期	20	2	1	6	29
	後期	9	6	0	2	17
Ⅱ コミュニティ空間のバリアフリー化の推進	前期	8	1	1	0	10
	中期	11	4	0	0	15
	後期	11	5	1	0	17
Ⅲ 利用しやすい交通システムの充実	前期	4	1	0	0	5
	中期	6	4	1	1	12
	後期	5	0	0	0	5
Ⅳ すべての人が利用できる情報環境づくり	前期	3	0	0	1	4
	中期	13	11	2	0	26
	後期	5	1	0	1	7
Ⅴ バリアフリーを支え合う社会の形成	前期	2	0	0	0	2
	中期	7	4	3	0	14
	後期	10	2	0	0	12
計		124	42	9	11	186

前期：平成 15（2003）年度～平成 17（2005）年度

中期：平成 18（2006）年度～平成 22（2010）年度

後期：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度

3 ユニバーサルデザインの基本原則（7原則）

ユニバーサルデザインの考え方を理解する上で基本となるものであり、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインが関わる幅広い分野での方向性が明確に示されたものです。

【図表 12】ユニバーサルデザインの「基本原則」（7原則）

原則		内容		【例】
原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	○自動ドアの出入口
原則②	柔軟性	利用者に応じた使い方ができること	使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること	○立位、座位どちらでも使える申請書記載台 ○階段、エレベーター、エスカレーターが併設された駅
原則③	単純性 直感性	使い方が簡単ですぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること	○ピクトグラムを活用したサイン ○小さな子どもでも分かる絵で書かれた説明書
原則④	認知性	必要な情報がすぐに理解できること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること	○文字・記号、音・音声、触知図・振動など複数の情報伝達方法を組み合わせたサイン
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったりした行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること	○駅のホームドア ○パソコン等の誤操作防止のための確認表示
原則⑥	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること	○レバー式ドアノブやバー付きスライドドア ○購入ボタン、取り出し口が腰の高さにある自動販売機
原則⑦	快適性	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること	○だれでもトイレ ○ボタン部分が大きいスイッチ ○幅が広い自動改札機

4 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件

【図表 13】ユニバーサルデザインの「価値向上要件」

原則		内容	【例】
A	価格 妥当性	だれもが手に入れられる、利用できる価格であること コストパフォーマンスが高いこと	○シャンプーとリンスの違いを容器の凹凸の違いで区別（特別な装備によるコスト増加を回避し、安価で商品提供） ○だれもが自立的に利用でき、安価でサービスを楽しめるセルフサービスの仕組み
B	審美性	人の愛着を生み、周辺環境と調和し、魅力的で美しいこと	【例】 ○歴史的な街並みや景観（伝統的建造物群保存地区等）の価値との調和を図る環境整備
C	真正性	本来の価値や感性価値を提供するしつらえ、演出、もてなしの提供に配慮されていること	【例】 ○歴史・文化遺産への観光客の受け入れだけを考慮した過度な整備ではなく、その歴史的・文化的な価値を残し、伝えるために行う保存整備 ○ユニバーサルマナー・ユニバーサルサービス
D	地域性	地域の特徴（地形、気候風土等）や文化との調和や継承・強化に配慮されていること	【例】 ○雪国の雁木空間の維持・活用 ○地域の伝統的な祭りで神輿が通る経路に配慮した道路設計・改善
E	公益性	新たに創造した価値、又は、再評価で見出した価値をグローバル化・ブランド化・スタンダード化し、地域的・社会的な課題の解決やライフスタイルの向上につなげていること	【例】 ○温水機能付き便座の一般家庭への普及 ○地域の伝統産業の技術を活用した間伐材利用商品のブランド化による林業の活性化と森林保護活動の充実
F	持続 可能性	<p>【環境への配慮】 地球環境への負荷が少ないこと</p> <p>【継続的・長期的利用への配慮】 耐久性・可変性・可動性・改変性・付加性が高く、様々な変化にフレキシブルに対応できる機能を有し、継続的・長期的に利用できること</p> <p>【幅広い世代への配慮】 いかなる世代にも不利にならず、世代を超えて利用できるデザインであること</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー、自然エネルギー活用 ○ゼロエミッション（資源循環）社会 ○スマートシティ（低炭素・環境配慮都市） ○住宅の長寿命化 ○スケルトン・インフィル住宅（間取りが変更可能な住宅） ○アダプティブデザイン（ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン） ○環境や時期の違いに対応した施設（昼・夜／雨天・晴天／季節／日常時・災害時／日常時・イベント時） ○生態系保全（生物多様性） ○ダイバーシティ（多様性の受け入れ） ○CSV（クリエイティブ シェアード バリュウー：共有価値の創造／事業による社会的価値と経済的価値の同時実現）

【図表 14】ユニバーサルデザインの「プロセス要件」

原則		内容	【例】
ア	参画・協働性	多様なニーズを反映するために、あらゆるプロセス過程へ様々な関係者による協働が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の構想検討段階からの区民参加 ○セーフコミュニティ（多主体協働による地域の安全・健康保持の継続的推進）
イ	主体性 自立性	周囲の人が不便・困難と思うことに対して自ら積極的にかわったり、自分でできることはできるだけ自分で行おうとしたりするプロセスがあること	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関で席をゆずる ○段差のある道路で移動を手伝う ○手助けを必要とせず、自分一人で行うことができる ○子どもや高齢者の歩行者に配慮して自転車を押し歩きする ○接客・接遇の体験講習会 ○商店街の各店舗による買い物客へのトイレ提供サービス

5 東京都板橋区バリアフリー推進条例

平成 14 年 3 月 11 日板橋区条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東京都板橋区（以下「区」という。）において、すべての区民が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できるよう、区、区民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、それぞれが協働することにより、バリアフリーの総合的な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「バリアフリー」とは、すべての区民が自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁をつくらないこと及び取り除くことをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、バリアフリーの推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の意見を反映しなければならない。

3 区は、自ら設置し、又は管理する施設をすべての人に安全かつ快適に利用できるよう整備しなければならない。

4 区は、施策、事業等を実施するに当たっては、バリアフリーに配慮しなければならない。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、バリアフリーについて理解を深め、自らバリアフリーに努めるとともに、相互に協力してバリアフリーを推進する責務を有する。

2 区民は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、区内に所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、自らバリアフリーに努めるとともに、他の事業者と協力してバリアフリーを推進する責務を有する。

2 事業者は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(区、区民及び事業者の協力と連携)

第 6 条 区、区民及び事業者は、共通認識のもとに相互に協力し、連携してバリアフリーを推進しなければならない。

(計画の策定)

第 7 条 区長は、バリアフリーに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「総合計画」という。）を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) バリアフリーの推進に関する目標
- (2) バリアフリーの推進に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バリアフリーを総合的かつ計画的に実施するための施策

3 区長は、総合計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(助言、指導等)

第8条 区長は、区民及び事業者がバリアフリーを推進するに当たり、円滑な実施を確保するため、必要に応じ助言することができる。

2 区長は、公共の利用に供する施設その他の特にバリアフリーの推進が必要と認められる施設の所有者、管理者等に対し、バリアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、あらかじめ次条第1項に規定する東京都板橋区バリアフリー推進協議会の意見を聴かなければならない。

(バリアフリー推進協議会)

第9条 第1条の目的を達成するため、区長の附属機関として、東京都板橋区バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 総合計画に関する事項
- (2) 区民及び事業者へのバリアフリーの推進に関する意識啓発に関する事項
- (3) 前条第2項の規定による勧告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、バリアフリーの推進に関する基本的事項

3 協議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 協議会は、区民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、区長の委嘱する委員18名以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱する協議会の委員は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成13年10月29日に板橋区バリアフリー推進協議会委員として委嘱された者とする。

3 前項の規定により委嘱された者の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成15年10月28日までとする。

6 東京都板橋区バリアフリー推進協議会規則

平成 14 年 5 月 30 日板橋区規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区バリアフリー推進条例（平成 14 年板橋区条例第 14 号）第 9 条に規定する東京都板橋区バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 24 日規則第 22 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 21 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 20 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

7 板橋区バリアフリー推進協議会 委員名簿

	役職	氏名	所属
学識経験者	会長	八藤後 猛	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
	会長代理	水村 容子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授
	委員	桑波田 謙	(株)クワハタデザインオフィス 代表取締役
区民・団体等	委員	佐々木 宗雅	板橋区視覚障害者福祉協会 会長
	委員	塩尻 輝雄	板橋福祉のまちをつくろう会
	委員	杉浦 典和	いたばし地域情報交流センター 代表
	委員	スタンナード・ポリー	(公財)板橋区文化・国際交流財団 国際交流員
	委員	曽輪 信明	板橋区聴覚障害者協会 事務局長
	委員	野原 恵	板橋区手をつなぐ親の会 副会長
	委員	早坂 憩子	板橋区老人クラブ連合会 副会長・会計
公募	委員	向畑 千秋	板橋区商店街連合会 環境委員長
	委員	加藤 博己	公募区民
事業者	委員	澤口 桂子	公募区民
	委員	竹澤 大一	(一社)東京都建築士事務所協会板橋支部副支部長
行政機関	委員	湊 一成	東武鉄道(株)鉄道事業本部施設部建築土木課長
	委員	浅見 卓也	東京都建設局第四建設事務所補修課長
	委員	飯沼 健一	東京都交通局建設工務部計画担当課長
	委員	濱添 幸一	板橋警察署交通課長

敬称略、50音順

8 板橋区バリアフリー推進協議会等の調査審議経過（平成28年度）

回数	日時	議題等
第44回	平成28年5月13日	○委嘱状伝達式 ○板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針(案)の検討
第45回	平成28年7月28日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針の報告 ○ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査結果の報告 ○(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025(骨子案)の検討
第46回	平成28年10月7日	
第47回	平成29年1月13日	

9 板橋区バリアフリー推進本部設置要綱

(平成 14 年 9 月 3 日区長決定)

(設置)

第 1 条 すべての区民が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できるよう区内のバリアフリーを推進し、これに関する事項の調査検討を行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくため、板橋区バリアフリー推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) バリアフリーの推進施策について調査・検討すること。
- (2) バリアフリー総合計画の策定に関すること。
- (3) その他バリアフリーに係わる重要な事項に関すること。

2 本部は、必要に応じ、別に定める板橋区バリアフリー推進協議会の助言を得るものとする。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、別表 1 に定める職にある者とする。
- 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代理する。

(検討会)

第 5 条 本部の下に検討会を置く。

- 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討をする。
- 3 検討会の会員は、別表 2 に定める職にある者とする。ただし、別表 2 に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することができる。
- 4 検討会は、本部長が指名する本部員（以下「会長」という。）が招集し、会議を主宰する。
- 5 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。

(庶務)

第 6 条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい者福祉課が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。

別表1 <本部員>

- (1) 教育長
- (2) 政策経営部長
- (3) 技術担当部長
- (4) 総務部長
- (5) 危機管理室長
- (6) 区民文化部長
- (7) 産業経済部長
- (8) 健康生きがい部長
- (9) 福祉部長
- (10) 子ども家庭部長
- (11) 資源環境部長
- (12) 都市整備部長
- (13) 土木部長
- (14) 会計管理室長
- (15) 教育委員会事務局次長
- (16) 地域教育力担当部長

別表2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長
- (3) 政策経営部IT推進課長
- (4) 政策経営部資産活用課長
- (5) 政策経営部営繕課長
- (6) 政策経営部教育営繕担当課長
- (7) 総務部総務課長
- (8) 総務部人事課長
- (9) 総務部庁舎管理・契約課長
- (10) 総務部男女社会参画課長
- (11) 危機管理室地域防災支援課長
- (12) 区民文化部地域振興課長
- (13) 区民文化部文化・国際交流課長
- (14) 区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
- (15) 産業経済部産業振興課長
- (16) 健康生きがい部長寿社会推進課長
- (17) 福祉部障がい者福祉課長
- (18) 子ども家庭部子育て支援施設課長
- (19) 資源環境部環境課長

- (20) 都市整備部都市計画課長
- (21) 都市整備部建築指導課長
- (22) 土木部管理課長
- (23) 土木部計画課長
- (24) 土木部みどりと公園課長
- (25) 教育委員会事務局教育総務課長
- (26) 教育委員会事務局新しい学校づくり課長

10 板橋区バリアフリー推進本部 本部員名簿

区分	氏名	役職
本部長	坂本 健	区長
副本部長	橋本 正彦	副区長
本部員	中川 修一	教育長
本部員	太野垣 孝範	政策経営部長
本部員	岩田 雅彦	技術担当部長
本部員	堺 由隆	総務部長
本部員	久保田 義幸	危機管理室長
本部員	藤田 雅史	区民文化部長
本部員	細井 栄一	産業経済部長
本部員	渡邊 茂	健康生きがい部長
本部員	小池 喜美子	福祉部長
本部員	森 弘	子ども家庭部長
本部員	山崎 智通	資源環境部長
本部員	杉谷 明	都市整備部長
本部員	老月 勝弘	土木部長
本部員	矢嶋 吉雄	会計管理室長
本部員	寺西 幸雄	教育委員会事務局次長
本部員	松田 玲子	教育委員会事務局地域教育力担当部長

11 板橋区バリアフリー推進本部（検討会）会員名簿

区分	氏名	役職
会長	小池 喜美子	福祉部長
委員	有馬 潤	政策経営部政策企画課長
委員	関 俊介	政策経営部広聴広報課長
委員	山田 節美	政策経営部 IT 推進課長
委員	岩田 雅彦	政策経営部資産活用課長
委員	廣木 友雄	政策経営部営繕課長
委員	荒張 寿典	政策経営部教育営繕担当課長
委員	菅野 祐二	総務部総務課長
委員	田中 光輝	総務部人事課長
委員	五十嵐 登	総務部庁舎管理・契約課長
委員	藤田 真佐子	総務部男女社会参画課長
委員	木内 俊直	危機管理室地域防災支援課長
委員	赤松 健宏	区民文化部地域振興課長
委員	町田 江津子	区民文化部文化・国際交流課長
委員	渡辺 五樹	区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
委員	雨谷 周治	産業経済部産業振興課長
委員	平岩 俊二	健康生きがい部長寿社会推進課長
委員	星野 邦彦	福祉部障がい者福祉課長
委員	桑子 早苗	子ども家庭部子育て支援施設課長
委員	永野 護	資源環境部環境課長
委員	内池 政人	都市整備部都市計画課長
委員	田島 健	都市整備部建築指導課長
委員	林 栄喜	土木部管理課長
委員	義本 昌一	土木部計画課長
委員	柴崎 直樹	土木部みどりと公園課長
委員	木曾 博	教育委員会事務局教育総務課長
委員	佐藤 隆行	教育委員会事務局新しい学校づくり課長

12 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 等策定経過

	開催日	会議名等	検討事項
平成 28 年	3月18日	第1回ユニバーサルデザイン方針検討会	○ユニバーサルデザイン推進基本方針(案)の検討
	4月6日	第2回ユニバーサルデザイン方針検討会	
	4月15日	第1回バリアフリー推進本部(検討会)	
	4月22日	第3回ユニバーサルデザイン方針検討会	
	4月28日	第2回バリアフリー推進本部(検討会)	
	5月13日	第44回バリアフリー推進協議会	
	5月26日	第1回バリアフリー推進本部	
	6月23日	第3回バリアフリー推進本部(検討会)	○ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査結果の報告
	7月6日	第4回バリアフリー推進本部(検討会)	
	7月28日	第45回バリアフリー推進協議会	○(仮称)ユニバーサルデザイン推進計画2025(骨子案)の検討
	8月22日	第2回バリアフリー推進本部	
	9月12日	第5回バリアフリー推進本部(検討会)	
	10月7日	第46回バリアフリー推進協議会	
	10月下旬	第3回バリアフリー推進本部	
	11月1日	第4回バリアフリー推進本部	
11月下旬~12月上旬 パブリックコメントの実施			
12月14日	第6回バリアフリー推進本部(検討会)		
平成 29 年	1月13日		第47回バリアフリー推進協議会
	1月23日		第5回バリアフリー推進本部
	1月31日		第6回バリアフリー推進本部

※期日未到来のものは予定を記載

13 ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

高齢者、障がい者、子育て世代、外国人の方など、すべての人にとって暮らしやすいまちの実現に向けて区民の意向を把握し、策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査概要

① 調査対象者

20歳以上の板橋区民

② 対象者数

3,000人

③ 調査方法

住民基本台帳から無作為抽出

④ 調査期間

平成28年4月1日（金）～4月15日（月）

(3) 調査項目

① 回答者属性

② ユニバーサルデザインに対する意識について

③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向けた意見

ア 普段の生活や外出などで感じる不便さ

イ ハード面の取り組み

ウ ソフト面の取り組み

エ 自由記載

(4) 実施結果を読むにあたって

① 図表内の数値は小数点第2位以下を四捨五入した値であり、各項目値の合計が必ずしも100にならない場合がある。

② N値（回答者総数、又は該当質問での該当者数）が30未満の回答については、統計上有意とはいえず、分析には適さないため参考として示すに留めている。

